



# 島根県報

平成29年5月26日（金）

第2,906号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	（障がい福祉課）	2
自立支援医療機関の指定		
土地改良区の解散の認可	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（       "       ）	2
保安林の指定施業要件の変更	（       "       ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（       "       ）	3
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（水 産 課）	4

### 【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬 事 衛 生 課）	4
----------------------------	-------------	---

### 【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警 察 本 部）	5
交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施	（       "       ）	8
雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	（       "       ）	10

### 【労委告示】

あっせん員候補者の告示		12
-------------	--	----

**告 示****島根県告示第306号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
訪問看護ステーション 碧	大田市久手町刺鹿1831	精神通院医療	平成29年 5月15日

**島根県告示第307号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、邑智郡大和村比之宮土地改良区の解散について平成29年 5月18日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第308号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

大田市大森町字柏鼻上ミ平イ1345-1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第309号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町波佐イ1249-11からイ1249-16まで、イ1249-18、イ1249-19
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 島根県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町田野原668-1、668-2、668-4、669-1から669-3まで、669-6
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第311号

平成29年島根県告示第142号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年 5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市内田町1198	小川 信子
浜田市上府町イ2358	佐々木 英也

## 島根県告示第312号

平成29年島根県告示第132号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の

相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年 5 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
益田市美都町板井川1463-1、1463-2、1463-3	梅田 明
益田市美都町板井川1531	齋藤 昭拾

### 島根県告示第313号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成29年 5 月 26 日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成29年 5 月 26 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成29年 5 月 25 日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成29年 5 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分の欄の4中「（黒松町、後地町、浅利町、波子町及び和木町を除く。）」を削り、同欄の5を削り、同表13の項加入区の名称の欄中「浜田市」を「浜田」に改め、同項漁業の区分の欄の7中「及び宇津井町」を「、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町及び井野町」に改め、同欄の8を次のように改める。

#### 8 削除

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成29年 5 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 研修及び講習の主催者

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

#### 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町414番地 9

#### 3 研修又は講習の種類等

##### (1) 第1型研修

開 催 年 月 日	会 場 名	所 在 地
平成29年10月29日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成29年11月12日	島根県民会館	松江市殿町158

## (2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成29年10月29日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

## (3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成29年10月10日	平成29年10月31日	平成29年11月30日

## (4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成29年10月10日	平成29年10月31日	平成29年11月30日

## 4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

**公 安 委 員 会 告 示**

## 島根県公安委員会告示第55号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成29年 5月26日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

## 1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

## 2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成29年7月18日（火）から同月21日（金）まで及び同月25日（火）から同月27日（木）まで	9：00～17：00 （7月25日、同月26日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成29年7月18日（火）から同月21日（金）まで及び同月25日（火）から同月27日（木）まで	9：00～17：00 （7月21日は12：00まで、同月25日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成29年7月18日（火）から同月21日（金）まで及び同月25日（火）から同月27日（木）まで	9：00～17：00 （7月21日は12：00まで、同月25日は13：00～17：00）	

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	平成29年7月18日（火）から同月21日（金）まで並びに同月26日（水）及び同月27日（木）	9：00～17：00 （7月21日は12：00まで）	
---------------------------------------	--	-------------------------------	--

## 3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成29年7月21日（金）及び同月25日（火）から同月27日（木）まで	9：00～18：00 （7月21日は13：00～17：00、同月27日は17：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成29年7月25日（火）から同月27日（木）まで	9：00～17：00 （7月25日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成29年7月25日（火）から同月27日（木）まで	9：00～17：00 （7月25日は13：00～17：00）	
法第2号第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	平成29年7月26日（水）及び同月27日（木）	9：00～17：00	

## 4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号  
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号  
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号  
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号  
5人程度

## 5 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員で

あって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(4) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受 付 期 日	受付時間
新規取得講習 1 号	平成29年 6 月 12 日（月）から同月 16 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 2 号	平成29年 6 月 13 日（火）から同月 16 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 3 号	平成29年 6 月 14 日（水）から同月 16 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 4 号	平成29年 6 月 14 日（水）から同月 16 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 1 号	平成29年 6 月 14 日（水）から同月 16 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 2 号	平成29年 6 月 14 日（水）から同月 16 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 3 号	平成29年 6 月 14 日（水）から同月 16 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 4 号	平成29年 6 月 14 日（水）から同月 16 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(4) アの(4)の受付期日満了後、予約専用電話に電話をかけた者に対し、受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(4) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(7) アの(7)の予約を行い、又はイの(4)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したことはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(4)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

平成29年 6 月 26 日（月）から 6 月 30 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通（写真（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(4) 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各 1 通

a 5 の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備

業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

e 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(7) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

### (3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

### 7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

### 8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

### 9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3034)又は島根県内の各警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

---

### 島根県公安委員会告示第56号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

平成29年 5 月 26 日

## 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務 1 級	学科試験	平成29年 8 月 30 日 (水) 午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成29年10月18日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	
交通誘導警備業務 2 級	学科試験	平成29年 8 月 30 日 (水) 午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成29年10月 4 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	

## 2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

## 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 交通誘導警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 交通誘導警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## 4 受検資格

## (1) 交通誘導警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 交通誘導警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

平成29年7月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

## (4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

## 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

## 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

## 島根県公安委員会告示第57号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成29年5月26日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

## 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時	定 員
-------	---------	-----

雑踏警備業務 1 級	学科試験	平成29年 8 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成29年10月25日 (水) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
雑踏警備業務 2 級	学科試験	平成29年 8 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成29年10月11日 (水) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	

## 2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

## 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 雑踏警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 雑踏警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## 4 受検資格

## (1) 雑踏警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 雑踏警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

平成29年 7 月 10 日 (月) から同月 14 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受

け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

## 労 働 委 員 会 告 示

### 島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成29年5月26日

島根県労働委員会会長 吾郷計宜

氏名	現職	経歴	委嘱年
吾郷 計宜	第46期島根県労働委員会委員 弁護士	平成5、17、18年度島根県弁護士会会長 第41～45期島根県労働委員会委員	平成20年

射場かよ子	第46期島根県労働委員会委員 弁護士	平成26年度島根県弁護士会会長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
岸田 和俊	第46期島根県労働委員会委員 弁護士 島根県弁護士会会長	平成19～25年年金記録確認島根地方第三者委 員会委員長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
尺田 祥三	第46期島根県労働委員会委員	山陰中央新報社論説委員長 島根県社会福祉協議会理事 第44～45期島根県労働委員会委員	平成25年
水野 彰子	第46期島根県労働委員会委員 弁護士	平成20、24年度島根県弁護士会会長 第44～45期島根県労働委員会委員	平成25年
小松原直樹	第46期島根県労働委員会委員 日立金属労働組合安来支部支部長	日立金属労働組合安来支部書記長 安来市労働組合協議会議長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
斉藤 直子	第46期島根県労働委員会委員 U Aゼンセン島根県支部支部長	U Aゼンセン広島県支部次長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
仲田 敏幸	第46期島根県労働委員会委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長	山陰電力関連産業労働組合総連合会会長 中国電力労働組合山陰統括本部本部長 第43～45期島根県労働委員会委員	平成23年
成相 善朗	第46期島根県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長	安来市職員労働組合執行委員長	平成29年
細木 芳治	第46期島根県労働委員会委員 J A M山陰執行委員長	J U K I 松江労働組合執行委員長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
伊中 和子	第46期島根県労働委員会委員 輝陽礦業有限会社代表取締役社長	島根県地方労働審議会委員 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
江田 小鷹	第46期島根県労働委員会委員 三和興業株式会社取締役会長 出雲商工会議所名誉会頭	出雲商工会議所会頭 第37～45期島根県労働委員会委員	平成11年
杉谷 雅祥	第46期島根県労働委員会委員 山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会会長	島根県中小企業団体中央会副会長 一般社団法人島根県法人会連合会会長 第38～45期島根県労働委員会委員	平成13年
室崎 富恵	第46期島根県労働委員会委員 社会福祉法人いわみ福祉会理事長 島根県知的障害者福祉協会会長 島根県社会福祉法人経営者協議会会長	島根県公安委員長 第44～45期島根県労働委員会委員	平成25年
森脇 建二	第46期島根県労働委員会委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事	ごうぎんキャピタル株式会社取締役業務部長 第43～45期島根県労働委員会委員	平成23年
立石 正計	島根県労働委員会事務局長	島根県健康福祉部参事	平成29年
斎藤 裕幸	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県総務部総務課管理監	平成27年